解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月九日

福岡市中央区薬院三丁目一六番二七号

合同会社アクロス荒江ザ・レジデンス

清算人　藤木　久臣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十六年九月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月九日

札幌市中央区大通西十六丁目三番地メディカルビル・スリーエム三階

医療法人社団大通こどもクリニック

清算人　大柳　和彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月二十六日秋田県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月九日

秋田県横手市駅前町一番一〇号

横手駅東口第一地区市街地再開発組合

代表清算人　齋藤　善一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月二十八日開催の第二回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月九日

埼玉県桶川市朝日一丁目二二番地一〇号

財団法人朝日記念会館

代表清算人　野本　浄人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月十八日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月九日

東京都荒川区東尾久八丁目一六番六号

宗教法人神道大教大嶽教会

清算人　倉賀野勢都子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市古川一丁目一〇番、最後の住所青森市古川一丁目一〇番二一一〇〇七号

被相続人　亡　山田　尚枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

青森市長島二丁目一〇番五号　富士火災青森ビル七階　木下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　晴耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市関戸一七六〇番地三二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

茨城県古河市下辺見二七五六番地

相続財産管理人　司法書士　宮下　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市檜物町一番地五、最後の住所群馬県高崎市檜物町一番地五シンフォニア高崎城址一二〇三号

被相続人　亡　松田　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三　KYビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早二丁目二八番地、最後の住所群馬県前橋市関根町三九番地三

被相続人　亡　髙橋　雅男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

群馬県前橋市下大屋町六九一番地

相続財産管理人　齊藤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市下手計九八四番地、最後の住所埼玉県深谷市岡三七九六番地一タウンハイツコスモス内ケアホームぷらっと

被相続人　亡　柿沼　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白石加代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢一丁目三九番、最後の住所東京都世田谷区奥沢一丁目三九番五号

被相続人　亡　鴻野　皿郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾五丁目六番地、最後の住所東京都日野市程久保八七二番地の一多摩療護園

被相続人　亡　青木　廣子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市下深荻町二〇七七番地、最後の住所東京都福生市大字福生六六五番地八ダイアパレス福生二〇二号室

被相続人　亡　梶山　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

第１期決算公告

平成26年10月9日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング

TMF Group株式会社内

Red Mills Japan株式会社

代表取締役

ドーフ・ジョン・クリストファー

貸借対照表の要旨（平成26年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,684
	固定資産	245
	合計	40,930
負債及び純資産の部	流動負債	35,156
	株主資本	5,774
	資本金	5,000
	利益剰余金	774
	その他利益剰余金	774
	（うち当期純利益）	(774)
	合計	40,930